

【りそなマーチャントバンクアジア】

「シンガポールの Covid-19 感染拡大に関する経済支援策第 3 弾」(1/2)

4月6日、シンガポール政府は、新型コロナウイルス(Covid-19)の感染拡大で深刻な被害を受けている労働者や中小企業、家庭を救済するための第3弾の経済支援策に S\$51 億(約 3,876 億円)を追加拠出すると発表した。4月7日から約1ヵ月間、新型コロナウイルスの拡大抑止を目的に大半の職場の閉鎖に踏み切るため、政府支援の拡大によって失業や企業倒産の増加を防ぐ。賃金の大半を助成するなど雇用維持を柱にした内容となった。

今回の支援策は、第1弾、第2弾と合わせた拠出額は約 S\$599 億(約 4 兆 5,524 億円)となり、国内総生産(GDP)の 12%に相当する規模に拡大。財源の一部として政府準備金の過去蓄積分から追加で S\$40 億を取り崩す。2020年度の財政赤字は S\$443 億となり、GDP 比で 8.9%の水準に達した。主な緊急支援策内容は下記の通り。

1) 従業員の賃金支払い助成策をさらに拡大

3月下旬に発表した第2弾の経済支援策では、企業の賃金支払いへの補助率は月額賃金の 25%を基本とし、影響のより深刻な食品・サービス部門、航空や観光業界の補助率は特例でそれぞれ 50%と 75%に設定していた。6日の第3弾では職場閉鎖の期間中、4月分の全産業の補助率を一律で 75%まで引き上げ、売り上げが大幅に減っている間も企業が雇用を維持できるようにする。ただし、補助対象となるのはシンガポール国民または永住権取得者(PR)で、一人当たりの賃金は S\$4,600 が上限で、支給額は最大 S\$3,450 となる。

支給時期および対象賃金月：

支給時期	食品・サービス部門	その他の産業 (航空・観光部門を除く)
2020年4月	+2019年10月分賃金の 75% +2019年11月分賃金の 50% +2019年12月分賃金の 50% 支給額でみると、一人当たり最高 S\$8,050	+2019年10月分賃金の 75% +2019年11月分賃金の 25% +2019年12月分賃金の 25% 支給額でみると、一人当たり最高 S\$5,750
2020年7月	+2020年2月分賃金の 50% +2020年3月分賃金の 50% +2020年4月分賃金の 75% - 2019年10月分の 25% (2020年4月に前払したため) 支給額でみると、一人当たり最高 S\$6,900	+2020年2月分賃金の 25% +2020年3月分賃金の 25% +2020年4月分賃金の 75% - 2019年10月分の 50% (2020年4月に前払したため) 支給額でみると、一人当たり最高 S\$3,450
2020年10月	+2020年5月分賃金の 50% +2020年6月分賃金の 50% +2020年7月分賃金の 50% 支給額でみると、一人当たり最高 S\$6,900	+2020年5月分賃金の 25% +2020年6月分賃金の 25% +2020年7月分賃金の 25% 支給額でみると、一人当たり最高 S\$3,450

*1 助成対象賃金の上限額は S\$4,600 となる。

2) 外国人労働者の雇用税を減免

単純労働者向けのワークパーミット(WP)と中技能向けの熟練労働者を対象とした S パスを保有する外国人を雇用する企業には、4月分の外国人労働者雇用税(Levy)を免除する。また、今年に入り納付された外国人労働者雇用税については、1人当たり S\$750(約 5 万 7,000 円)を還付する。外国人労働者雇用税は、新規外国人採用権(MYE)や出身国、技能レベルによって月当たり S\$300~S\$950(約 2 万 2,800 円~7 万 2,200 円)と定められている。

【出所： Press Release “Solidarity Budget Statement”, Ministry of Finance】

照会先：国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3791
(大阪) 電話 06-6268-1907



【りそなマーチャントバンクアジア】

「シンガポールの Covid-19 感染拡大に関する経済支援策第 3 弾」(2/2)

3) 中小企業向けの融資枠をさらに拡大

シンガポール企業庁(Enterprise Singapore: ESG)は、中小企業の資金調達をサポートする企業融資スキーム(Enterprise Financing Scheme: EFS)の融資枠およびリスク分担を 80%から 90%へさらに拡大、中小企業向けの融資を後押しする。申込期間は、2020年4月8日～2021年3月31日まで。ただし、対象になるには、中小企業の株式の最低 30%をシンガポール人または PR が保有していることが条件となる。

種類	金額	期限	ESG の保証	金利
運転資金融資	1 社当たりの上限は、 S\$1,000,000 (約 7,500 万円)を維持。	5 年	90% 従来は 80%	金融機関による 自主判断
貿易金融融資	1 企業グループ当たりの上限は S\$5,000,000 (3 億 7,500 万円)を維持。	1 年	90% 従来は 80%	金融機関による 自主判断
ブリッジローン (つなぎ融資)	1 社当たりの上限は S\$5,000,000 を維持。	5 年	90% 従来は 80%	上限金利は、年 率 5%まで

4) 賃料の免除を拡大

シンガポール政府が運営する施設に入居する工業・オフィス・農業関連の企業には、賃料の免除分を第 2 弾で発表した 0.5 ヶ月分から 1 ヶ月分に拡大する。ホーカーセンター(屋台村)には、3 ヶ月分の賃料免除を維持。その他の商業施設は 2 ヶ月分の賃料免除も維持。

5) 国民への一時金支給を追加

家庭や個人への経済支援策として、21 歳以上の成人の国民を対象に、4 月中に一時金 S\$600(約 4 万 5,600 円)の現金給付を行う。第 1 弾、第 2 弾に発表した個人向け支援策で 8 月末までに支給予定だった現金 S\$300 を前倒したほか、今回新たに S\$300 を追加した。また、2019 年の年間所得に応じた追加補助 S\$300 または S\$600 も、従来予定の 8 月から前倒し 6 月に支給する。20 歳以下の子供がいる家庭には一世帯当たり S\$300 支給を維持。

以上

【出所: Press Release “Solidarity Budget Statement”, Ministry of Finance】

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-3791
(大阪) 電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。
* 禁無断転載